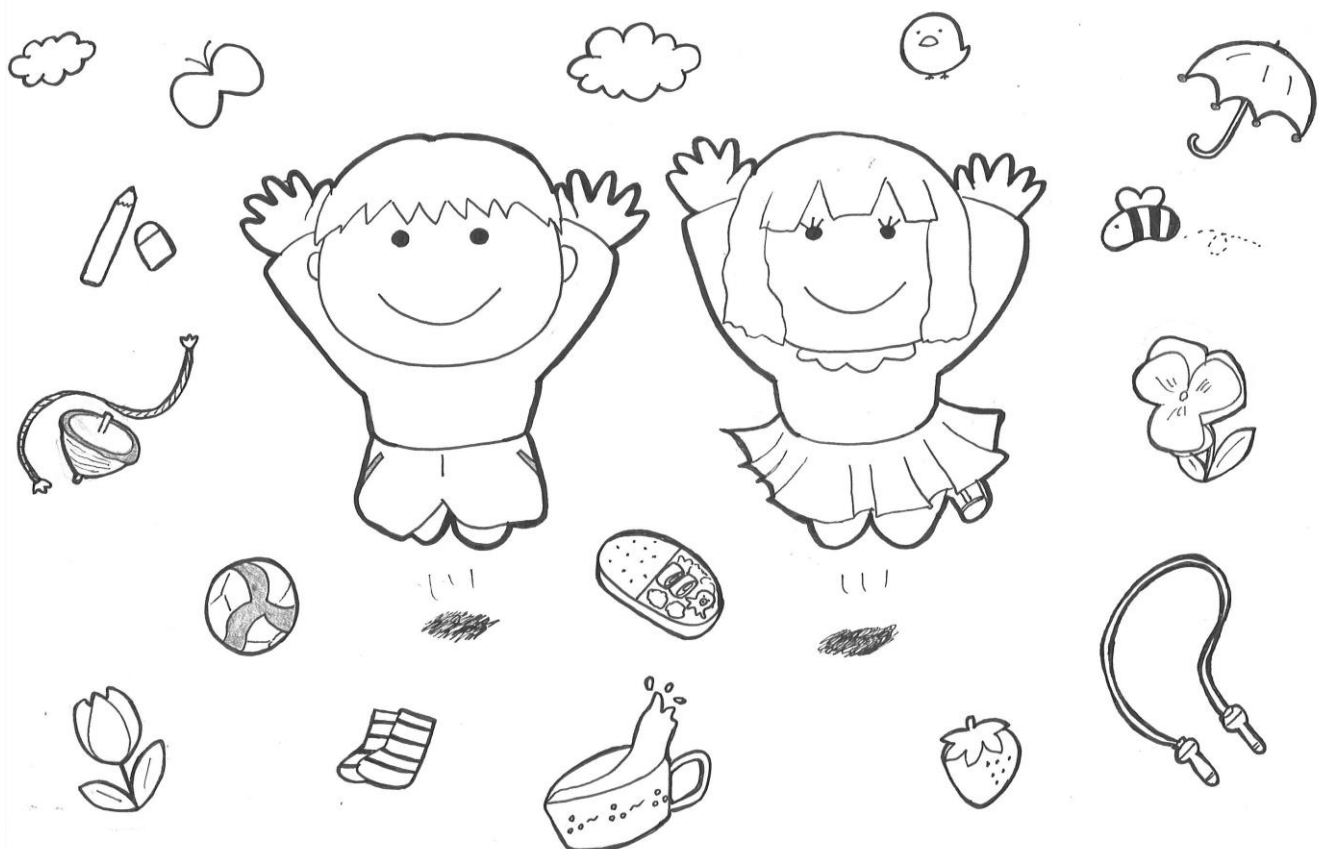


令和6年度

「下北沢小新 BOP 学童クラブのしおり」



下北沢小新 BOP 学童クラブ

住 所：〒156-0041 世田谷区大原1-4-6

連絡先：TEL/FAX 03-3468-3127 留守番電話のことがあります。

※学校の番号とは違います。

新 BOP 学童クラブへの問い合わせ・ご連絡は学校にはできません。

管轄：世田谷区立代田児童館 Tel03-3469-6095

所属：子ども・若者部児童課／地域学校連携課

〔新 BOP 学童クラブとは〕

保護者の方が就労や病気などのため、放課後、家庭で保護・育成をすることのできない児童（小学1年生～3年生、個別的配慮が必要な児童は、6年生まで）を対象に遊びや生活の場を提供するところです。

【学童クラブと BOP の違い】

	学童クラブ	BOP <u>運営時間を変更している場合があります。</u> <u>詳しくは毎月の BOP だよりをご覧ください。</u>
入会要件	あり 保護者の就労・疾病など	なし 下北沢小に在籍し BOP 登録申込をした児童
利用料	月額 5,000 円	なし
利用時間 夏季 3月～9月	放課後～18:15 <u>学校休業日</u> 8:15～18:15	放課後～17:00 ※午前中で学校終了⇒13:00～17:00 <u>学校休業日</u> 10:00～12:00・13:00～17:00 ※10時前の利用については事前にご相談下さい。
冬季 10月～2月	放課後～18:15 <u>学校休業日</u> 8:15～18:15	放課後～16:30 ※午前中で学校終了⇒13:00～16:30 <u>学校休業日</u> 10:00～12:00・13:00～16:30 ※10時前の利用については事前にご相談下さい。
実施時間延長	18:16～19:00（土曜除く） 利用者がいない場合は実施なし	なし
昼食	学校休業日等、給食がない日は 昼食持参	自宅で昼食
間食	あり（土曜日の間食は持参）	なし
学童ファイル	あり	なし
荒天時	学校の指示に準じる ※やむ得ない場合は、利用可の場合もある	学校の指示に準じる ※BOP 休止のことあり
学級閉鎖時	学校の指示に準じる ※やむ得ない場合は、利用可の場合もある	学校の指示に準じる ※当該クラス児童は利用不可
登録期間	入会決定日～翌年3月31日まで 一斉申込期間あり（12月中旬） 毎年の申請が必要 ※一斉申込期間後も随時受付	登録した日～小学校卒業まで ※当該校に在籍中は登録継続となります。 昨年度から登録は電子申請となります。詳細は4月の BOP だよりをご覧ください ※新1年生は5月の連休明けごろから利用開始の予定です。

〔実施日・育成時間〕

○実施日：日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く通年です。

○時 間：授業のある日⇒放課後～18：15

学校休業日 ⇒8：15～18：15

実施時間延長⇒18：16～19：00（土曜日を除く）

※実施時間延長については別紙利用案内をご覧ください。ご利用には別途申請書の提出が必要となります。

☆帰宅後の参加や学童クラブからの途中外出、習い事などに行くことはできません。

☆就労時間に合わせたの時間利用をお願いします。また、お子さんが遊びたいからという理由での帰宅時刻の変更などはできません。BOPをあわせてご活用ください。

〔学童クラブに来る前に〕

○お子さんの健康状態の観察をお願いします。

○持ち物のチェックをお子さんと一緒にしてあげてください。

○学童の帰宅時間をお子さんに伝えてください。（学校がある日はお休みかどうかも含めて）お子さんが1日の見通しが持てるようになります。

〔学童クラブの生活について〕

一日育成（学校が休みのとき）

8：15 学童クラブ児童受入れ開始
学習タイム

9：00 静かな遊び

9：30 自由遊び

12：00 昼食
食休み

13：00 自由遊び

15：00 間食
自由遊び

18：15 学童クラブ終了



BOP 終了時間

・夏時間 3月～9月（～17：00）

・冬時間 10月～2月（～16：30）

学校があるとき

放課後 学童クラブ児童受入れ開始
自由遊び

15：00 間食（15：00～16：00の間で）
自由遊び

17：00 学習タイム・静かな遊び

18：15 学童クラブ終了

〔登所時刻について〕

○登所時刻⇒放課後から。一日育成（緊急時を除く P.6 参照）の時は、8：15 以降です。

※8：15 前の対応はできません。9：30 以降の出席の場合は、事前にご連絡ください。

※新1年生を対象とした4月当初の学校集団下校の際、学童クラブをお休みして自宅に帰宅する場合は、担任の先生にも学校の連絡帳などでご連絡ください。

※入学式翌日から集団下校の間は、新 BOP 職員が、学童クラブへの登所の仕方を支援します。

〔放課後児童システムについて〕

○新 BOP 学童クラブでは「放課後児童システム」を活用しています。お配りした「メールアドレス登録案内」より登録手続きをお願いします。 ※3月23日（土）までに登録をお願いします。

主な機能は以下の3点です。

1. 児童の出欠・帰宅時間管理
2. 児童の来所・退所通知メールの送信
3. 新 BOP・世田谷区からのお知らせ配信

※詳しい登録・利用方法、ポータルサイトのトップページは世田谷区 HP をご覧ください。

世田谷区 HP⇒目次⇒子ども・教育・若者支援⇒放課後の子どもの居場所（新 BOP）⇒放課後児童システムについて

出欠席予定を入力

①「利用予定」を選択

「帰り時間」を入力
30分単位で選択可能です 最終は6:15

「帰り方」を必ず選択してください。
(一人帰り含む)

「帰り方」に選択肢がない場合や、民間学童クラブを利用する場合にご利用ください。
(職員の確認用ですので、お子さんが見ることはできません) (入力可能文字数10文字まで)

休みの場合は必ず(土曜日も含む)チェックを入れてください。

最後に必ず登録(変更)をクリックしてください。

※事前に直近1か月分の入力が可能です。

放課後児童システム 利用フローチャート

1か月分入力可能

予定入力

- 放課後児童システムにログインし、出欠席予定入力。
- 変更する場合：入力画面で変更。→お子さんにも忘れずに伝えてください。
- 登校来所前→お帰宅時間を必ずお子さんと確認してください。

前日までの入力にご協力をお願いします。 → 13:00以降はシステムから当日分の変更はできません。電話にてご連絡ください。特にお子さんとの確認後の変更はご注意ください。

来所

- お子さんが来所し、学童ファイルのQRコードを読み取る。(このとき帰宅時間を再確認します。)
- 学童ファイルを帰宅時間ごとのBOXに入れて、名札を付ける。
- システムに入力がない場合、お子さんからの帰り時間や欠席の申し入れは認められません。保護者の方にお電話で確認を取らせていただきます。

退所

- 一人帰りのお子さんは帰る準備をする。
- 職員がQRコードを読み取り退所する。(退室メールと実際に門を出る時間は時差が生じます。)
- お迎えのお子さんは、お迎え者が来てからQRコードを読み取り退所する。(6時帰り以降を除く)

〔電話連絡の対応についてのお願い〕

- 放課後児童システムに帰宅時間が未入力の場合や、お子さんの把握している時間（帰宅方法含む）と、システムに入力してある内容が異なる場合などについて、お子さんの安全な帰宅管理のために保護者の方に電話連絡をする場合があります。
- 保護者の方からの時間変更の連絡（一人帰り、お子さんや職員が面識のない方のお迎え等）やお子さん自身が把握していない急な休みの連絡があった際は、安全確認のためこちらから児童台帳に記載の連絡先に折り返しの電話をさせていただきます。

〔担任の先生への連絡〕

- 担任の先生に学童クラブに入会していることを伝えてください。退会されたときも同じです。
但し、学校を通して、学童の出欠などの連絡はできません。

〔学童ファイルについて〕

- 学童ファイルは学童クラブを利用する際は、保護者の方が毎日必ず目を通し、お子さんに持たせてください。主な機能は以下の2点です。

1. ご家庭と学童クラブとの個別の連絡ツール（ケガや連絡事項など）
2. システムの来所・退所メールの打刻（学童ファイルのQRコードを読み取ります）

- 学童ファイルの使い方

下北沢小新BOP連絡用メモ	
月 日 ()	怪我報告・連絡
年	様
※ご確認ください、何かありましたら記入してファイルに入れてご返送ください。 特になければご自宅で回収をお願いします。	

- ①学童クラブから配布物があるときは、学童ファイルに入れて配布をします。
- ②学童クラブからご家庭へ連絡があるときは、左図の連絡用メモを学童ファイルに入れてお渡しします。
※内容をご確認いただき、何かありましたら記入をして、学童ファイルに入れてご返送ください。
特になければご自宅で回収をお願いします。
- ③ご家庭から学童クラブに連絡がある際は、お手数ですがご自宅のメモ用紙等をご利用ください。
- ④帰宅後は学童ファイルをご確認ください。

< お願い >

- ◇学童ファイルは、必ずお子さんに持たせてください。
- ◇自立に向けて、毎朝お子さんと帰宅時間・お迎えの有無・どなたのお迎えかをご確認ください。

〔忘れ物について〕

- 基本的には、教室や自宅へ取りに帰ることはできません。

〔間食（おやつ）〕

○提供日：月～金の15：00前後に提供しています。 ※間食の持ち帰りはできません。

○食物アレルギーについて

- ・誤食がないように提供に配慮しています。アレルギーのあるお子さんで「食物アレルギーに関する調査票」を提出していない方は、学童クラブにご連絡ください。

○土曜日の間食について

- ・土曜日は、間食の提供がありません。15：30以降に帰宅する場合は、記名した袋に入れて持たせてください。（ガム・アメは×。15分程度で食べきれぬ量）
- ・ほかのお子さんに、持ってきた間食をあげることはできません。

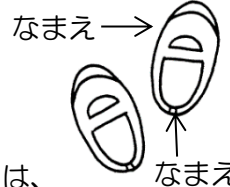
〔ご用意いただくもの〕 すべての物に記名をお願いします。

新1年生は、初めて学童クラブに来る日に以下のものを持たせてください。

1、着替え一組

○下着・服上下・靴下・スーパ-の袋 各1枚を記名した袋に入れて持たせてください。

○着替えをしたときは補充し、季節に合わせて入れ替えをお願いします。



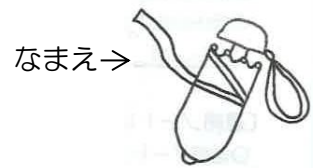
2、上履き ※学校のものとは別にご用意ください。

○お子さんの下駄箱に保管します。

○少なくとも学期に1回は、必ず持ち帰り、洗濯をお願いします。持ち帰ったときは、サイズや記名、かかと部分の踏み潰しや甲部分のゴムの伸びがないかなどの点検をお願いします。

3、置き傘

○各自のロッカーに保管しますので、折りたたみ傘をご準備ください。



〔日々の持ち物について〕 すべての物に記名をお願いします。

学校のある日

学童ファイル・ハンカチ・ティッシュ・水筒 ※給食のない日：昼食 ※土曜日のみ間食

学習道具

通常時は17：00～17：30。一日育成時は、9：00までが学習タイムになります。お子さんに合った学習道具を持たせてください。

※上記以外のものを持ってくることはできません。（学校のお約束と同じです。）

〔昼食について〕

○学校や学童のロッカーでの自己管理になります。保冷剤をいれるなどの工夫をお願いします。

○登所途中での昼食購入や学童クラブから買いに出ることはできません。土曜日に間食を忘れた場合も同様です。

〔土曜日の育成について〕

○平日とくらべ土曜日は職員の配置人数が少なくなります。職員間の引継ぎなどもありますので、土曜日の育成を希望される方は、週のはじめまでにシステムへの入力をお願いします。



〔利用料〕

○月額 5,000 円です。口座振替により、3 ヶ月分がまとめて引き落としされます。

○「新 BOP 学童クラブ利用料減免申請書」の提出により利用料が減額されます。

対 象 ①生活保護を受給している世帯 ②住民税が非課税の世帯 ③就学援助を受給している世帯

☆児童の病気・負傷・旅行などの理由でやむを得ず長期にわたり学童を欠席する場合も

「新 BOP 学童クラブ利用料減免申請書」の提出により減額になります。

※詳細は P7 各種届出の 3 をご覧ください。

〔区加入「新 BOP 傷害保険」について〕

○新 BOP は、傷害保険に加入しています。万が一育成中に事故などがおこった場合は、一定額の補償を受けることができます。

<対象者>	<対象事故>	<対象時間帯>
新 BOP 登録者	新 BOP での事故	新 BOP 参加中（※1 往復途上含む）
<補償内容> ※2		
通院：一日 1 5 0 0 円（事故から 180 日以内の 90 日程度）	手術補償：3 5 0 0 円×1 0～4 0 倍	
入院：一日 3 5 0 0 円（事故から 180 日程度）	後遺障害：程度に応じ 300 万円まで	
死亡：3 0 0 万円		

<ほかの保険との関係>

○各家庭で加入している傷害保険があり、新 BOP での事故がその保険の対象となる場合は、併せて適用することができます。

※1 往復途上とは、新 BOP から自宅へ帰宅する場合や自宅から新 BOP へ来る場合です。

したがって、新 BOP から習い事などへ行く場合の事故は対象となりません。

※2 補償内容は、事故により異なる場合があります。

〔学童クラブを欠席して BOP を利用する場合〕 学童クラブの利用時間と異なります！

○BOP 登録が必要です。

※新 1 年生は、BOP の登録は電子で申請できます。詳細は 4 月の BOP だよりをご覧ください。

○お弁当や間食の利用はできません。出欠の管理もしません。

利用時間 ☆夏時間（3 月～9 月）の間・・・放課後～17：00

土曜日、春・夏休みなど学校休業日⇒10：00～12：00・13：00～17：00

☆冬時間（10 月～2 月）の間・・・放課後～16：30

土曜日、冬休みなど学校休業日⇒10：00～12：00・13：00～16：30

☆午前中で学校が終了したとき・・・13：00～の利用



〔緊急事態が発生したとき〕

1、病気の症状（発熱・嘔吐など）のとき（発熱の場合は、概ね37.5度以上でご連絡させていただきます。）

保護者の方に連絡しますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。

風邪薬や解熱剤などの薬を服用し症状を抑えて学童クラブに来ることは、集団生活で感染が広がる原因となりますので、回復してから出席してください。

薬の服用の依頼は原則的にできませんが、やむを得ない事情があるときは、ご相談ください。

2、怪我などのとき

応急手当を行う場合があります。（傷口を洗う・氷嚢で冷やす・絆創膏を貼る程度）

状況により、保護者の方に連絡し、お迎えのお願いや病院へ行くこともあります。

3、学校伝染病にかかったとき 学童クラブへもご連絡ください。

学校の登校基準と同じ扱いです。

医師より感染の危険がないと言われるまでご家庭での休養をお願いいたします。

4、その他

災害時・緊急時の対応について(案)				
想 定	(時間帯)	小学校	新BOP	
			BOP	学童クラブ
地震発生 警戒宣言発令	学校授業時間中		学校の指示に従う (BOP・学童クラブ共に運営なし)	
	新BOP運営中		保護者引き取り	
台風・大雨 各種警報発令 (AM6時の時点の 判断)	学校授業時間中		休 止	学校の指示に従う
	学校授業日	休校措置 (月～金・土曜登校日)	休 止	9:35～18:15 保護者の送迎
	登校前	時差登校 (始業時間の繰下げ)	休 止	9:35～始業時刻 保護者が付き添い登校
	新BOP運営中 (平日)		早目の帰宅・保護者の迎え依頼	保護者の迎えを依頼
	※土曜・振替休業・長期休業			
	①新BOP運営開始前 ②新BOP運営開始後		①休 止 ②早目の帰宅・保護者の迎え依頼	8:15～18:15 保護者の送迎
犯罪発生 不審者情報	学校授業時間中	集団下校・保護者引取り等	学校の指示に従う	
	新BOP運営中		保護者の迎えを依頼	
学校・学級閉鎖 (インフルエンザ等)	学校授業日	学校閉鎖	休 止	9:35～18:15 家庭で育成困難及び 健康な児童に限り受け入れ
		学級閉鎖	当該学級児童は参加不可	
	新BOP運営時間	BOP		学童クラブ(年間)
		夏時間(3～9月)	冬時間(10～2月)	
	平日・土曜登校日	放課後～17:00	放課後～16:30	放課後～18:15
	※土曜・振替休業・長期休業	10:00～17:00	10:00～16:30	8:15～18:15

※土曜登校日は含まない。

上記の対応はあくまで基本的なものであり、実際の対応は学校・所管課の判断・指示により決定します。また、学級閉鎖や休校の際の学童の利用については、事前に学童クラブにご相談ください。

〔各種届出について〕

1、用紙の受け取り・提出先

各種届出（申請）用紙の受け取り・提出の窓口は学童クラブです。必要な場合は、学童クラブまでご連絡ください。

2、家庭状況が変わったとき（新 BOP 学童クラブ入会申請書記載事項変更届）

住所・電話番号（携帯電話含む）・氏名・勤務先・就労状況・家族の異動などの変更があった場合は、「**変更届**」の提出をお願いします。また、勤務先・就労状況変更の場合は、新しい就労証明書の添付が必要です。

3、長期にわたり学童クラブ・BOP 共に欠席するとき（新 BOP 学童クラブ利用料減免除申請書）

児童の病気・負傷や長期休暇中の旅行等により、やむを得ず学童クラブを長期欠席する場合は、事前に学童クラブへご連絡ください。（長期欠席中は BOP の利用もできません。）

「利用料減免除申請書」の提出により、前半・後半、各2500円が減額されます。

※家庭の事情や保護者の自宅療養などにより出席の必要がない場合は減額の対象になりません。

4、退会するとき（新 BOP 学童クラブ退会届）

学童クラブの利用が必要なくなった・入会要件を満たさなくなったときは「**退会届**」の提出をしてください。

5、再入会するとき（新 BOP 学童クラブ入会申請書）

退会年度内に再び学童クラブの入会を希望される場合は、再度「**入会申請書**」の提出が必要です。

受付期間

- 入会希望日の2ヶ月前の同日～前月15日まで
- 月の後半入会の場合は、前月末日まで

その他提出書類

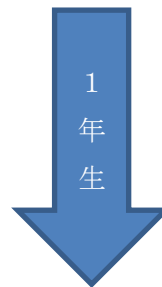
- 就労状況に変更がない場合⇒入会申請書のみの提出
- 就労状況など変更している場合⇒入会申請書と就労証明書などの提出
- 書類提出後、審査の決定通知がご自宅へ送付されます。



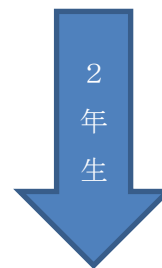
〔自立に向けて〕

世田谷区の新 BOP では、お子さんの自立支援に取り組んでいます。学童クラブの概ね3年間を通して、子どもたちが放課後の時間を楽しく、自主的に過ごせる力をつけられるよう応援します。学童に通いながら自立に向けて子どもたちや保護者の方が取り組めることをリストアップしましたので参考になさってください。

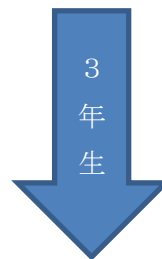
- 時計や時間に関心を持つ。
- 友達や職員、地域の大人にあいさつができる。
- 自分の帰る時間がわかる。
- 困ったことがあったときに、周りの大人を頼れる。
- 自分の持ち物の管理ができる。
- 一人帰りへの関心を持つ。
- 親子で地域の遊び場に行ってみる。
- 鍵の開け閉めの練習をする。



- BOP を利用してみる。
- 友達に自分の気持ちを伝え、相手の気持ちを聞くことができる。
- 時計を見て理解し、次の行動ができる。
- 学童以外の遊び場で友達と遊ぶ経験をする。
- 一人帰りをしてみる。
- 短い時間お家で留守番してみる。
- 鍵を持つことができる。



- 予定を把握し、見通しをもって行動する。
- 地域の遊び場に自分で行く。
- 友達と子ども同士で待ち合わせをしてみる。
- トラブルがあったとき、子ども同士で話し合える。
- 困ったときに駆け込める地域の施設を知っている。
- 鍵の管理や留守番が自信をもってできるようになる。



チェック項目や学年はあくまで目安です。
○年生までにはできなければいけないというものではありません。
お子さんと相談しながら、できること、やってみたいことから少しずつ取り組んでみてください。